

あなたに知ってほしい!

しんきん

Q & A

2012

地域の繁栄とともに



理事長 小林哲哉

平素より、上田信用金庫をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

私ども上田信用金庫は、大正11年創業以来「人とのふれあいを大切にし 地域の繁栄に貢献する」の理念のもと、地域の繁栄を願い地域密着型金融の中心的な担い手としての公共的使命を果たすべく努力しております。

平成23年度の「ディスクロージャー2012」の他、当金庫の経営内容、事業活動の状況をわかりやすくQ&A方式にして解説したミニディスクロージャー誌「あなたに知ってほしい!しんきん」を作成いたしました。

ご高覧のうえ、ご参考にしていただければ幸いに存じます。

今後とも地域社会の発展に寄与すべく、役職員一同全力を尽くす所存でありますので、一層のご愛顧とご支持を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年7月

当金庫の概要 (平成24年3月31日現在)

名 称	上田信用金庫
本店所在地	〒386-0014 上田市材木町1-17-12 TEL 0268-22-6260
常勤役職員数	237名
店舗数	23店舗 (店外を含むATMコーナー33カ所)
会員数	18,367名
出 資 金	703百万円
預 金	229,534百万円
貸 出 金	104,228百万円



目 次	Q1	上田信用金庫の経営方針は?.....	1
	Q2	自己資本比率とは?.....	2
	Q3	上田信用金庫の経営内容は?.....	3
	Q4	自己査定とは?.....	4
	Q5	不良債権とは?.....	5
	Q6	リスク管理とは?.....	6・7
	Q7	どんな地域貢献活動を行っているの?.....	8・9
	Q8	地域密着型金融の取り組み状況は?.....	10・11
	Q9	金融円滑化への取り組みは?.....	12
	Q10	コンプライアンスって何ですか?.....	13
	Q11	ペイオフとは?.....	14
	Q12	キャッシュカードの偽造・盗難被害にあった場合は?.....	15
	Q13	相談したいことがあるんだけど、どうしたらいいの?.....	16
	Q14	振り込め詐欺被害の救済制度ができたの?.....	17



Q1 上田信用金庫の 経営方針は？

A

「人とのふれあいを大切にし、地域の繁栄に貢献する」という経営理念の下、東信地域の皆様から信頼される金融機関となるべく、経営方針を定めております。



経営理念

人とのふれあいを大切にし
地域の繁栄に貢献する

経営方針

1. 顧客とのふれあいを通じ、地元の地域金融機関として特化浸透をはかる。
2. 知性と感性をみがいて、常に自己革新し、行動力の発揮により、多様化する顧客ニーズに対応する。
3. コミュニケーションとチームワークの強化により、打てば響く職場風土を醸成する。
4. 組織に弾力性と柔軟性をもち、環境の変化に対応する。
5. 健全経営により、適正な利益を確保し、会員・地域への還元と職員の裕かな生活環境の確立を目指す。

コーポレートマークの意味は？



コーポレートマークは、上田信用金庫が激動する環境に柔軟に対応していく姿と地域やお客様とのふれあいを大切にしているイメージを表しています。

円は、上田信用金庫の営業区域全体、円の中のUは「上田」&「YOU=あなた=お客様」、中心のSは「しんきん」&「佐久」をイメージするとともに、その営業区域を縦断する千曲川をシンボライズしています。

信用金庫とは

昭和26年に施行の信用金庫法に基づき設立された地域の皆様が利用者・会員となって、お互いに地域の繁栄を図る相互扶助を目的とした協同組織金融機関です。

主な取引先は、中小企業や個人の皆様です。

利益第一主義ではなく、会員すなわち地域社会の利益が優先されます。

営業区域も一定の地域に限定されており、お預かりした資金が地域の発展に活かされています。



Q₂ 自己資本比率とは？



A 自己資本比率は、
金融機関の経営体力を示す
指標であります。

当金庫の自己資本比率は、17.20%と国内基準の4%を大きく上回っております。

この指標が高いほど健全性が高いとされ、国内だけで営業を行う金融機関に適用される「国内基準」の4%はもとより、国際統一基準の8%も大幅に上回っております。

なお、自己資本比率は「その他有価証券の評価差損」を控除しない特例措置（平成24年3月31日期限）にて算出しております。

今後も、堅実経営に徹し、自己資本の充実に努め、お客様の信頼を第一に安心してご利用いただける地域金融機関を目指して参ります。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額}}{\text{信用リスク・アセットの額} + \text{オペレーショナルリスク相当額を8\%で除して得た額}} \times 100\%$$

《用語の説明》

自己資本額 = 自分のお金で、返済する必要のない出資金、利益準備金、特別積立金等の合計額。

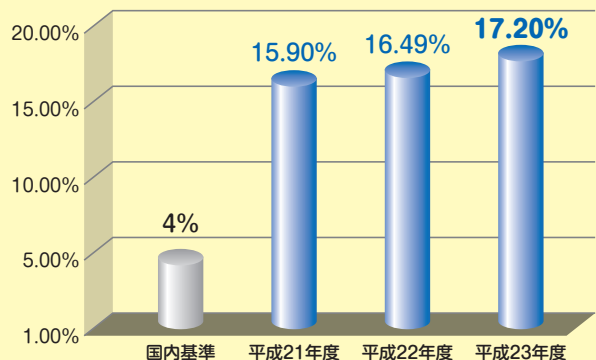
リスクアセット = 貸出金や有価証券などの資産をリスク（損失の可能性）の大きさに応じて、掛け目を乗じた合計額。

オペレーショナルリスク = 当金庫を取り巻くさまざまなリスク（法律・ルール違反、不正行為や業務ミス、システムトラブル、事故・災害等の外的事象、風評により金庫の評判が傷つけられる等）から生じる損失に係る危険度。

これなら安心

上田しんきんは安心

上田しんきんの自己資本比率は
国内基準の4倍強を確保しています



Q₃ 上田信用金庫の 経営内容は？



A

引続き厳しい経営環境にありますが、自己資本比率17.20%と基準を大きく上回っており、安心してご利用いただけます。



預金

期末残高は、前期末比で51億円(2.3%)の増加となりました。内訳は、個人預金が23億円、法人預金20億円・公金等7億円それぞれ増加しました。

貸出金

貸出金は、ローンセンターにて個人向け融資の推進に積極的に取組んだ結果、個人向け融資は増加しました。反面、景気低迷による企業業績の悪化に伴うお取引先の金融円滑化支援に努めたこと、企業の設備資金を中心とした資金需要の低迷の影響及び期末の不良債権処理に伴うオフバランス化を実施したことにより、総体で前期末比末20億円(1.8%)の減少となりました。

収益

業務収益は、利回りの低下により貸出金利息及び有価証券利息配当金等の資金運用収益が減少したことにより、前期比1億円減少し43億円、経常収益は、前期比50百万円減少し46億円となりました。

業務費用は、資金調達費用及び一般貸倒引当金がともに減少したことにより、前期比2億円減少し34億円、経常費用は貸出金の償却及び引当が大幅に減少したことにより、前期比8億円減少し42億円となりました。

これにより業務純益は前期比1億円増加し9億円、経常利益3億円、当期純利益は2億3千4百万円となりました。

主な経営指標

	平成22年度		平成23年度	
経常収益	4,625,342	千円	4,681,633	千円
経常利益(又は経常損失(△))	△512,789	千円	382,096	千円
当期純利益(又は当期純損失(△))	△507,597	千円	234,598	千円
出資総額	700	百万円	703	百万円
出資総口数	1,401	千口	1,406	千口
純資産額	13,272	百万円	13,844	百万円
総資産額	242,621	百万円	245,848	百万円
預金積金残高	224,349	百万円	229,534	百万円
貸出金残高	106,241	百万円	104,228	百万円
有価証券残高	77,734	百万円	80,440	百万円
単体自己資本比率	16.49	%	17.20	%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	27,964,113 (19.94)	円	27,990,568 (19.90)	円
職員数	236	人	230	人



Q₄ 自己査定とは?



A

「金融検査マニュアル」に基づき当金庫が定めた自己査定基準に基づいて、自らの資産の内容を個別に検討し、回収の危険性または価値の毀損の危険度合に従って区分することを言います。

当金庫では、リスクをもつすべての資産（貸出金・有価証券・固定資産等）を対象に自己査定を実施しており、お客様からの預金などがどの程度の危険にさらされているかを判定しています。

1. 貸出金

【債務者区分とは】

当金庫の定める自己査定基準に基づく債務者について、下記基準により区分を行っております。

債務者区分		内 容
正 常 先		業績が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる先。
要注意先	その他 要注意先	貸出条件や履行状況に問題がある先の他、業況が低調ないし不安定な先、または財務内容に問題がある先等、今後管理に注意を要する先。
	要管理先	要注意先のうち、3か月以上の延滞または貸出条件緩和を行った貸出金があり、今後管理を要する先。
破綻懸念先		現状、経営破綻の状況にないが、経営難の状況にあり、経営改善計画書等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先。
実質破綻先		法的・形式的破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状況にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている先。
破 綻 先		法的・形式的破綻の事実が発生している先で、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生法の申請、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている先。

【貸倒引当金】

正常先及び要注意先（その他要注意先・要管理先）については、貸出残高に対して過去の貸倒実績率を乗じて計算した額を、一般貸倒引当金として計上します。

破綻懸念先、実質破綻先、破綻先については、個別の債務者ごとに担保等の保全されている額を除いた残額に対して、必要額を個別貸倒引当金として引当金計上または部分直接償却（減額）します。

また、不動産処分、自己破産等の法的手続き等により回収の見込みが全くなかった貸出金については、直接償却します。

2. 有価証券

現在の価格（時価）で評価し直し、購入価格（簿価）との差額を評価差益（損）として、自己査定に反映させます。ただし、時価が簿価より著しく下落した場合等は、直接損益に反映させます。

3. 固定資産

当金庫所有の固定資産（各店舗の土地、建物等）については、グループ分けを行い、営業キャッシュフロー、現在の価格（時価）と帳簿価格（簿価）の差額が一定割合以上下落している等損失処理をすべき兆候の有無を判定します。

損失処理の兆候が認められる場合は、将来のキャッシュフローの現在価値及び現時点での固定資産の処分価値の算定のうえ、簿価が大きい場合は、損失処理を行います。

Q5 不良債権とは？



A

ご融資先の経営悪化や倒産などの理由から、返済が遅れているか、困難になる可能性が高い貸付金等をいいます。



金融再生法開示債権及び保全状況

(単位:百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
金融再生法上の 不良債権	平成22年度	7,271	6,719	3,456	3,263	92.40	85.52
	平成23年度	6,873	6,152	3,195	2,957	89.50	80.39
破産更生債権及び これらに準ずる債権	平成22年度	2,297	2,297	1,404	892	100.00	100.00
	平成23年度	1,207	1,207	913	294	100.00	100.00
危険債権	平成22年度	4,785	4,305	1,981	2,323	89.96	82.87
	平成23年度	5,607	4,910	2,263	2,647	87.57	79.18
要管理債権	平成22年度	188	116	69	47	61.83	39.69
	平成23年度	58	33	18	15	19.14	37.50
正常債権	平成22年度	100,152					
	平成23年度	98,311					
合 計	平成22年度	107,423					
	平成23年度	105,185					

リスク管理債権及び保全状況

(単位:百万円、%)

区 分		残高 (a)	担保・保証額	貸倒引当金	保全率
破綻先債権	平成22年度	259	234	24	100.00
	平成23年度	310	246	64	100.00
延滞債権	平成22年度	6,644	3,093	3,073	92.81
	平成23年度	6,385	2,930	3,018	92.75
3か月以上延滞債権	平成22年度	21	14	5	90.99
	平成23年度	12	7	3	83.33
貸出条件緩和債権	平成22年度	166	54	41	57.99
	平成23年度	45	6	12	40.00
合 計	平成22年度	7,092	3,397	3,145	92.25
	平成23年度	6,754	3,190	3,097	92.75

(注1) 「金融再生法開示債権」 = 貸出金に加えて、未収利息、債務保証 (日本政策金融公庫等の代理貸付)、貸付関連の仮払金等対象が広範囲となっています。

(注2) 「リスク管理債権」 = 貸出金のみが開示の対象となります。



Q₆ リスク管理とは？



A 当金庫を取り巻くさまざまなリスク（危険）に対して、自己資本の検証・管理を行いながら、健全な経営に努めることです。

金融の自由化、国際化の進展に伴い、リスクの正確な把握とその管理体制の確立が求められる状況下において、当金庫ではリスク管理を経営の重要課題とし、経営の健全化を確保し持続可能で安定的な収益性と効率化を向上させる管理体制の強化に取り組んでおります。

リスク管理の体制

審査管理体制

実際の営業推進に携わる営業店及び本部推進部門（業務部）と融資業務の方針、統括等を行う審査部門（融資部）がそれぞれ独立性を保ちつつ、相互けん制を行うシステムとなっております。

本部においては、厳正な審査・管理体制をとり、企業格付や自己査定の結果を審査管理面に活用しているシステムを構築しており、一層の審査機能の充実を図っております。

内部監査・検査体制

当金庫の監査・検査体制は、2つの柱によって成り立っております。

一つ目は監査部が行う内部監査です。本部各部及び営業店に対して、毎年業務全般についてリスク管理態勢の有効性及び適切性についてリスク管理の状況を監査するとともに、不正・過誤を防止するため法令、規程、通達等に則り適性かつ効率的な業務が執行されているかを検証しています。

二つ目は、現物及び事務処理状況について、部店長及び管理者が毎月一回実施する「店内検査」によって事務事故を防止し、お客様の信頼に応えるべく厳格な業務運営を行っております。

自己資本管理体制

統合リスク管理室を中心に、自己資本管理体制の自己資本充実度の評価項目と統合的リスク管理体制の検証項目を一体とした検証・管理を行う体制整備に努めております。

※自己資本管理とは、自己資本充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定を行うことを言います。

※「自己資本の充実の評価」とは、自己資本比率には含まれないリスク評価も相対的にとらえ経営体力（自己資本）と比較対照することによって自己資本充実度の評価を行うことを言います。

リスクの種類

リスクの種類	リスクの内容	リスク管理の状況
信用リスク	企業や個人への貸出金の回収が困難になったり、保有有価証券の発行体の破綻により元本回収が不能になるリスクのことです。	当金庫では、実際の営業推進に携わる営業店及び本部推進部門(業務部)と、融資業務の方針統括等を行う審査部門(融資部)がそれぞれ独立性を保ちつつ、相互牽制を行っております。 融資部内において、企業格付や自己査定結果を審査管理面に活用するシステムを構築のうえ審査機能の充実を図り、審査課と管理課が連携して厳正な審査・管理体制をとっております。 有価証券運用については、余資運用基準に基づく限度額管理を行っております。
市場リスク	資産(貸出金・有価証券)、負債(預金等)双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券等の価格の変動に伴う「価格変動リスク」、外国為替市場の変動に伴う「為替リスク」等の市場の変動によって保有する資産の価値が変動するリスクの総称です。	当金庫では、経済、金融の見通しに基づいたALM委員会を中心に、余資運用基準に基づく厳正な運用管理に努めております。
流動性リスク	予期しない大量の預金の払い戻し等により、著しく高い金利での資金運用を余儀なくされたり、資金の調達と運用のバランスが著しく崩れた際などに資金繰りに支障をきたすリスクのことです。	日常の資金繰りについては、即座に換金できる流動性の高い資金(支払準備預金)が預金残高の一定水準以上を維持するよう管理しております。 信金中央金庫を中心とした信用金庫業界のバックアップ体制を含め、不測の事態に備えております。
事務リスク	事務上の事故やミス、不正等によって、当金庫が損失を受けるリスクのことです。	月次で店内検査の実施を義務づけることにより、万一事故が発生した場合でも早期に発見することが可能な体制を整備しております。 日常の事務ミス防止のため、内部規程の整備及び事務指導部門による研修・指導を通じて、事務能力向上に努めております。
システムリスク	コンピュータシステムのダウン・誤作動、不備等やコンピュータを不正に利用されることによって損失を受けるリスク及び金融機関の内部管理体制の不備や災害等の外生的事象から生じる広範囲に存在するリスクのことです。	当金庫は、平成17年10月に「信金東京共同事務センター事業組合」へ加盟することにより、不測の大規模災害等に備え万全のバックアップ体制と、コンピュータシステムトラブルに即応できる体制を整備しております。
法務リスク	法令・庫内規程等に反する行為ならびにその恐れのある行為が発生することで、金融機関の信用失墜を招き、当金庫が損失を被るリスクのことです。	信用金庫の地域社会に対する社会的責任と公共性を鑑み、コンプライアンス統括室を中心として「行動基準」を制定のうえ、朝礼、終礼等を通じて従業員の法令遵守に取組んでおります。
風評リスク	金融機関自身の行為や第三者の行為により生じた風評(良くない噂)の流布等によって、当金庫が損失を被るリスクのことです。	お客様からのご要望やご不満等に対して素早くお応えするための態勢整備に努めております。お取引店及び本部関連部署が一体となって問題解決を図るとともに、再発防止のためのさまざまな施策等の仕組み作りにも努めております。 なお、皆様に安心してお取引いただけるように、経営内容について積極的な情報開示に努めております。



Q7 どんない地域貢献活動を行っているの？

A

東信地域の皆様から信頼される金融機関として、環境及び法令等遵守に対する取り組み、今後も地域貢献活動を通じて、社会的責任を果たして参ります。



1. 環境に対する取り組み

【当金庫の環境方針】

1. 事業活動において関連する環境の法規制、条例、および当金庫が同意する協定等を順守し、地球環境の保全、環境汚染の予防に努めます。
2. 事業活動を通じ省資源・省エネルギーに努め、環境対応型商品の開発・推進ならびに情報提供による地域・会員・お客様への環境問題対応のご支援をめざします。
3. 経営理念・環境方針に基づき、環境目的・目標を設定し、環境マネジメントシステムを推進します。
4. また、環境目的・目標は定期的に見直しを行い、環境問題への取組みの継続的な改善に努めます。

この環境方針順守のため、本方針の全職員への徹底と教育に努めております。

<具体的施策>「クールビズ・ウォームビズの実施」、「環境融資商品」(カーライフプラン・エコ、ロードサービス付マイカーローン、住宅ローン=太陽光発電システム等環境に配慮した住宅設備を実施する場合)を取扱うとともに、毎月1回全店にて店週の清掃活動を実施致しました。(継続実施中)

平成23年度は、9月1日よりCO2削減(排出削減量3トン)という地球温暖化防止に貢献するため、90周年のロゴマークを使用した桜をモチーフとした新デザインの総合口座通帳の取り扱いを開始致しました。



店週の清掃活動



2. お客様の満足度アップのための取り組み

イチマル(10%)アップ運動の実施

お客様の満足度を高めることによって取引の拡大・深耕を図り、収益の強化、経営効率の向上と生活環境の向上の貢献に努めております。

推進項目

- ハートフル(顧客満足度の向上)による取引|顧客の増加(店舗経営の効率化)
- 収益の増加と費用の低減
- 期日管理・時間管理の向上による効率化
- 渉外・外訪活動の効率化
- 各種研修の実施「女子力発揮講座」(リボンプロジェクト)、「渉外・窓口研修」



女子力発揮講座研修

3. 地域貢献活動

- 「中小企業景気動向レポート」(当金庫の窓口から見た東信地区の経済動向)の季刊発行



- 「上田しんきん経営塾21」～地域企業の経営者や後継者同士が語り合い技術・技能・人材等の向上を目指し「今何をすべきか」を考えるため、23年度は『社長の右腕となる人材の育成』をテーマとして、年4回のセミナーを中心に取引先企業の一層の支援に取り組みました。



- 創立90周年特別金利定期預金『つなぐ力』(東日本大震災復興支援寄付金付)をはじめとする新商品発売
- ギャラリー・イベントホールの開放により、講演会・音楽会・絵画作品発表等の場所として地元の皆さんにご利用いただき、地元・地域への文化芸術活動の発展のため、地域に根差した活動を応援しています。



イベントホール



ギャラリー

- 「しんきんローンセンター」住宅、マイカーをはじめとした個人ローンのお悩みについて、お仕事帰りやお休みの日にも、お気軽にご相談いただけます。



- 恒例の「上田わっしょい」をはじめとして、毎年東信地域の各種イベント等に参加しております。

- 「しんきんふれあい講演会」
平成23年度 上小地区講演会
 日時 平成23年10月20日(木)
 講師 北原 照久さん
 演題 『夢の実現—北原流ツキの10箇条—』



北原照久さん



林家たい平さん

平成23年度 佐久地区講演会

- 日時 平成24年2月16日
- 講師 林家 たい平さん
- 演題 『笑顔のもとに笑顔が集まる』



Q 8 地域密着型金融の 取り組み状況について?



A 経営改善計画書策定をはじめ
とした経営改善事業・再生支援
等の施策に努めております。

地域密着型金融推進の基本方針

当金庫の経営理念であります「人とのふれあいを大切にし、地域の繁栄に貢献する」を基本とした地域密着型金融への取り組みを踏まえ、地域社会と価値を分かち合うことに力点を置いた好循環経営の実現を目指します。

平成23年度の取り組み実績

1. ライフサイクルに応じた取引先業の支援と一層の強化

具体的な取組項目	平成23年度 取組状況
経営改善、 事業再生支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援対象企業160先を選出し、経営支援の取組みを実施しました。経営改善計画策定先は85先、ランクアップ先は5先となりました。 ● 中小企業ネットワーク強化事業を活用し、2社に専門家を派遣、期中6回のコンサルティングを実施致しました。 ● 長野県中小企業再生支援協議会と長野県信用保証協会を発起人として設立された、信州再生支援ネットワーク会議に参加、再生手法に関する情報収集を図りました。
積極的な ビジネスマッチングの 推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 東京ビジネス・サミット2011 in 神戸に、当金庫お取引先2社が出展されるとともに、県内優良企業工場見学・諏訪圏工業メッセ2011視察ツアー（41名参加）を実施致しました。 ● 長野しんきんビジネスフェア及びしんきん特別相談会には当金庫お取引先4社が出展・参加されました。 ● インターネットを利用した製造技術データベースサイト「イプロス製造業」への登録企業を募集した結果、当金庫のお取引先24社に登録いただきました。
取引先の経営活性化の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成18年6月「上田しんきん経営塾21」を創設後、経営コンサルタントの専門会社に講義を委託のうえ、『人材育成』をテーマに年3回のセミナーを開催し、お取引先のスキルアップを図りました。 （「上田しんきん経営塾21」参加企業 102社、105名） ● 浅間ビジネスクラブ（外郭団体）と共催で経済講演会を開催致しました。

2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給方法の徹底

具体的な取組項目	平成23年度 取組状況
担保、保証人に依存しない 目利き機能向上への取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国信用金庫協会「目利き力養成講座」へ1名職員を派遣致しました。 ● 外部コンサルタントを講師として「経営革新支援研修」を開催し、新商品開発、新事業への進出等事業資金を中心として、企業分析、事業計画書の策定等の研修を実施し、職員のスキルアップを図りました。 （11/17 第1回研修 38名参加、3/15 第2回研修 33名参加）

3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

具体的な取組項目	平成23年度 取組状況
当金庫の窓口からみた景気動向調査の集積による情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ● 当金庫の窓口からみた東信地区の「中小企業景気動向レポート」を年4回発刊致しました。
ISO活動を通じた地域貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> ● CO2削減(排出削減量3トン)という地球温暖化防止に貢献するため、創立90周年記念「総合口座通帳」を取扱いました。【限定10,000冊】 ● カーライフプランエコ (取扱残高 157件、235百万円)

4. 東日本大震災・長野県北部地震による被災者への取組み

具体的な取組項目	平成23年度 取組状況
東日本大震災・長野県北部地震による被災者への取組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 「被災者ご相談窓口」を設置致しました。 ● 「地震災害対応特別融資」取扱を行いました。 ● 東日本大震災の義捐金の取扱を行いました。 ● 東日本大震災 復興支援寄付金付「つなぐ力」の取扱いを行い、販売総額80億円の0.01%を東日本大震災に対する義援金として、上田市社会福祉協議会を通じて寄付させていただきました。

経営改善支援の取組み実績

【平成21年4月～平成24年3月】(単位:先数)

	期初 債務者数 A	うち				経営改善 支援取組み 率 a/A	ランク アップ率 β/a	再生計画 策定率 δ/a	
		経営改善 支援取組み 先数 a	aのうち期末に債 務者区分がラン クアップした先数 β	aのうち期末に債 務者区分が変化 しなかった先数 γ	aのうち再 生計画を策 定した先数 δ				
正常先 ①	1,782	8	—	5	2	0.4%	—	25.0%	
要注意先	うち その他 要注意先 ②	338	144	2	130	113	42.6%	1.4%	78.5%
	うち 要管理先 ③	4	1	1	0	1	25.0%	100.0%	100.0%
破綻懸念先 ④	43	7	2	5	2	16.3%	28.6%	28.6%	
実質破綻先 ⑤	82	0	0	0	0	0.0%	—	—	
破綻先 ⑥	29	0	0	0	0	0.0%	—	—	
小計 (②～⑥の計)	496	152	5	135	116	30.6%	3.3%	76.3%	
合計	2,278	160	5	140	118	7.0%	3.1%	73.8%	



Q9 金融円滑化への取り組みは？

A

当金庫は、経営理念である「人とのふれあいを大切に、地域の繁栄に貢献する」に基づき地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、金融の円滑化に取り組んでおります。



地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や条件変更のお申し込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

金融円滑化法に基づく条件変更等の実施状況

(平成21年12月4日～平成24年3月31日)

【中小企業者】

(単位:件、百万円)

	申 込		実 行		謝 絶		審 査 中		取 下 げ	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
全 体	5,506	56,685	5,294	53,606	22	222	69	1,694	121	1,162
うち、信用保証協会等による保証を受けていなかった貸付債権	3,775	45,786	3,689	43,397	11	152	28	1,412	47	823
	実 行 率		96.1%	94.5%						

【住宅資金借入者】

(単位:件、百万円)

	申 込		実 行		謝 絶		審 査 中		取 下 げ	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
全 体	105	980	79	736	1	19	3	7	22	216
	実 行 率		75.2%	75.1%						

(注) 件数・金額は、法施行日から上記時点までの累計です。尚、審査中のみ平成24年3月末時点の件数・金額であります。

(注) 上記計数は、債権ベースで集計しております。また、百万円単位未満は切捨てしております。

(注) 上記実行率は、実行件数・金額を申込件数・金額で除したものであります。

金融円滑化に係る苦情相談窓口

金融円滑化に係る苦情相談窓口を融資部企業支援課とし、専用直通電話(☎0120-70-1877)を設置しております。

【受付時間】平日9時～17時 融資部企業支援課にて承ります。

土日祝日および平日 上記時間以外 留守番電話にて受付し、翌営業日当金庫よりご連絡させていただきます。



Q₁₀ コンプライアンスって何ですか？



A 法令やルールを厳格によく守ることです。

コンプライアンス（法令遵守）導入の背景

一般的に「法令等遵守」すなわち倫理・法律等をよく守り正しい行動をとることと解釈されております。

金融業界においてコンプライアンスが重要視されるようになった背景には、バブル経済の崩壊とともに噴出した金融機関の破綻や銀行の不祥事件が続き、社会問題化したことが挙げられます。

これらの事件は規模の拡大や収益拡大だけに重きを置いて、法令やルールを軽視し、社会良識に反するようなことを行なった結果といえます。

地域における信用金庫の役割

信用金庫は、相互扶助の理念に基づいて、会員制度による協同組織金融機関として地域の中小企業や国民のみなさまに必要とされるサービスを提供し、その経済的発展と生活の向上や地域社会の繁栄に奉仕することを社会的使命としています。

信用金庫がその社会的使命を果たし、会員やご利用いただく方の多様なニーズに応えるきめの細かなサービスを提供し、社会の信頼を得ていくには、役職員一人ひとりが高い倫理観と使命感をもって行動しなければならないと考えています。

当金庫のコンプライアンス取組方針

当金庫は、平成21年5月29日付業務改善命令に基づき、関東財務局長に「業務改善計画書」を提出し、平成21年7月27日に「コンプライアンス(法令等遵守)宣言」を行い、計画書の着実な実行による内部管理態勢の充実・強化および法令等遵守態勢の確立に役職員あげて取り組んでいます。



Q11 ペイオフとは?

A

預金者一人につき預金元本1,000万円及びその利息が保護されます。

なお、お利息の付かない決済性預金については、全額保護されます。



金融機関の預金者は預金保険制度により保護されておりますが、万一、金融機関が破綻した場合、一定限度を超えた預金の支払いは行われなくなっております。

これを「ペイオフ」といい、平成17年4月にこの制度が全面解禁となりました。この制度により保護される範囲は原則として、1金融機関あたり預金者一人（家族であっても、夫婦、親子はそれぞれ）につき預金元本1,000万円及びその利息が保護されます。

ただし、決済性預金（当座預金、普通預金＜無利息型＞、別段預金等）については、全額保護されます。

また、預金者は、破綻した金融機関に預金と借入金の両方がある場合、お客様からの申し出により借入金と預金の相殺ができます。

預金が1,000万円以上ある場合、1,000万円を超える部分は一部カットされる場合がありますので、一般的には借入金と相殺した方が預金者に有利になると考えられます。

結果として1,000万円を超える部分も全額戻ってくることもあります。

※預金保険の対象以外の預金は、相殺できない場合もありますので取引金融機関にお尋ねください。

預金等の保護の範囲と時期

商品の分類	平成17年4月以降
【決済性預金】 ●当座預金 ●普通預金[無利息型] ●別段預金(注1)	利息のつかない等の条件を満たす預金(注2)は、全額保護
【上記以外の預金】 ●普通預金 ●定期預金 ●定期積金 ●貯蓄預金等	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護 これをを超える部分は、金融機関の財産の状況に応じて支払われますので、一部カットされることがあります。

(注1) 別段預金とは、振込資金等の一時的な管理を行うための預金です。

(注2) 決済用預金といいます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3つの条件を満たすものです。



Q12 通帳(証書)・キャッシュカードの偽造・盗難被害にあった場合は?

A

すぐにお取引いただいている店舗までご連絡下さい。
お取引店舗に連絡が取れない場合は、しんきんサービスセンターまでご連絡をお願いします。

☎0120-107-954 (フリーダイヤル)



被害額の補償について

●偽造・盗難キャッシュカード・盗難通帳(証書)による預金の不正な払い戻し被害にあわれた場合

お客様に重大な過失または過失がなかった場合	原則として被害額の全額を補償させていただきます。
お客様に過失(重大な過失以外)があった場合	原則として被害額の75%を補償させていただきます。
お客様に重大な過失があった場合	被害額を補償しかねる場合があります。

●お客様の「重大な過失」となりうる場合とは

偽造・盗難キャッシュカード	盗難通帳(証書)
他人に暗証番号を知らせた場合	他人に通帳(証書)を渡した場合
暗証番号をキャッシュカードに記載していた場合	他人に記入、押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
他人にキャッシュカードを渡した場合	
その他お客様に上記の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合	

被害の補償の対象期間

当金庫に被害のご通知をいただいた日から遡って、30日間までです。

ただし、ケガ等による入院加療等やむを得ない事情がある場合(※お客様による証明が必要です。)は、30日に特別な事情があった期間を加えた日数(最長2年)となります。

補償を受けるための3つの条件

1. お客様がキャッシュカード・通帳(証書)の盗難に気づかれた後、当金庫へ速やかにご通知いただいていること。
2. 当金庫の調査に対し、お客様に十分なお説明をいただいていること。
3. お客様が当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることやその他の盗難に遭われたことを推測するに足る事実の確認ができるものをお示しいただいていること。

《キャッシュカード・通帳(証書)の管理は厳重にしましょう》

- 暗証番号は、簡単に第三者に推測されない番号を登録して下さい。
電話番号、生年月日、自宅の番地、車のナンバー等は組み替えたとしても簡単に推測される恐れがあります。
このような場合、速やかに推測されにくい番号に変更することをお勧めします。
※当金庫のATMでキャッシュカードの暗証番号の変更が可能です。
 - 偽造被害防止のために、キャッシュカードはつねに肌身離さず管理には十分ご注意ください。
 - キャッシュカードを車の中には放置せず、つねに携帯して下さい。
 - 電車や飲食店などで、壁や椅子などに掛けた上着やカバンから財布ごと抜き取られないようにご注意ください。
 - 通帳やご利用明細は毎回必ずチェックし、内容をご確認下さい。
 - 万一、キャッシュカード・通帳(証書)の紛失・盗難・悪用に気づいたら、すぐに当金庫にご連絡下さい。
 - 手のひらの静脈でご本人様を確認する生体認証キャッシュカードを発行しておりますので、セキュリティ強化のためにもお手持ちのキャッシュカードの切り替えをお勧めします。
- ※インターネットバンキングによる被害につきましては、お客様の被害に遭われた状況等を踏まえ、個別の事案ごとに補償の判断をさせていただきます。



Q13 相談したいことがあるんだけど、 どうしたらいいの？

A

当金庫は、お客さまからのご相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店またはコンプライアンス統括室で受付けておりますので、お申し出ください。また、ご提案いただいた苦情等の原因を分析し、再発防止のための事務手続きなどの修正すべき点を検討して業務の改善に努めております。



1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

上田信用金庫 コンプライアンス統括室

住所：上田市材木町1丁目17番12号 電話：0268-22-6260 FAX：0268-25-1814
 受付時間：9:00～17:00（信用金庫営業日） 受付媒体：電話、手紙、面談 Eメール：shinkin@ueda.ne.jp

※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記コンプライアンス統括室にご相談ください。

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）

住所：〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 電話：03-3517-5825
 受付日時間：月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く）9:00～17:00 受付媒体：電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、コンプライアンス統括室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

東京三弁護士会			
名称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日時間	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

その際には、次の（1）の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫コンプライアンス統括室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページをご覧ください。

（1）現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、長野県弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

現地調停が利用可能な弁護士会 長野県弁護士会 住所：長野県妻科432 電話：026-232-2104



Q14 振り込め詐欺被害の 救済制度ができたの？

A 平成20年6月21日から
振り込め詐欺救済法が
施行されました。



平成20年6月21日から振り込め詐欺救済法が施行され、振り込め詐欺等の犯罪により金融機関の預金口座に振り込まれたお金が引き出されずに残っている場合、被害に遭われた方たちにお金をお返しするための手続きとルールを定めたものであります。

振り込め詐欺等の被害金返還手続きの概要

1. 被害に遭われた方から、警察と振込先の金融機関へ申し出てください必要があります。
2. 犯罪に利用された口座の残高に対する口座名義人の権利を失わせる手続き（預金保険機構が犯罪に利用された口座の公告をホームページに掲載）を行います。
なお、公告期間は60日以上となります。
3. 預金保険機構が、被害に遭われた方に資金返還を行っていただくための公告をホームページに掲載します。
4. ホームページをご覧ください、被害に遭われた方は申請期間（当面1年間は公告が行われた翌日から60日程度）終了までに、振込先の金融機関へ返還の申請を行っていただきます。
5. 犯罪に利用された口座の残高と返還申請の状況により、被害金の全部または一部が返還されます。

「振り込め詐欺」被害に遭わないために

子どもや孫を装って電話をかけ、心配する家族（高齢者）をだまして、交通事故の示談金や借金の返済等お金を振り込ませる「振り込め詐欺」の被害がなくなりません。

特に、携帯電話を使って、金融機関のATMコーナーに誘導し、操作を指示するケースが多発しています。

お金を振り込む前に、必ずもう一度家族に確認したり、友人などに確認して下さい。

また、被害に遭わないよう家族の間で合言葉を決めるなどの対策も必要です。

「振り込め詐欺」の種類と相談窓口

種 類	キーワード
オレオレ詐欺	「電話番号が変わった」、「キャッシュカードを預かる」という電話
架空請求詐欺	「総合情報サイト利用料金未納」、「延滞料金が毎日加算される」
融資保証金詐欺	「保証金が必要です」「信用実績が必要です」
還付金詐欺	「税金の返還金があるが、以前通知を出したのに返信がないので電話をした」

※少しでも疑問に思ったら、警察の相談窓口にご相談を！

長野県警察本部 地域安全推進室（警察安全相談窓口） ☎026-233-9110

当金庫のATMご利用手数料

(税込) (平成24年7月1日 現在)

	平 日			土 曜 日			日 曜 日・祝 日		
■お引出し	8:00	8:45	18:00 21:00	9:00	14:00	17:00 19:00	9:00	17:00	19:00
当金庫キャッシュカード	105円	無 料	105円	無 料	無 料	105円	105円		
当金庫キャッシュカード(カードローンご契約者)	無 料			無 料			無 料		
82銀行カード(ぐるっと信州ネット)	105円	無 料	105円	105円		ご利用いただけません	105円		ご利用いただけません
その他しんきんキャッシュカード	105円	無 料	105円	無 料	105円	105円			
その他金融機関カード	210円	105円	210円	105円	210円	ご利用いただけません	210円		ご利用いただけません
■お預入れ	8:00	8:45	18:00 21:00	9:00	14:00	17:00 19:00	9:00	17:00	19:00
当金庫キャッシュカード	無 料			無 料			無 料		
その他しんきんキャッシュカード	105円	無 料	105円	無 料	105円	105円			
その他金融機関カード	210円	105円	210円	105円	210円	ご利用いただけません	210円		ご利用いただけません
■残高照会	8:00		21:00	9:00		17:00 19:00	9:00		17:00 19:00
当金庫・その他しんきんキャッシュカード	無 料			無 料			無 料		
その他金融機関カード	無 料			無 料			無 料		ご利用いただけません
■キャッシング	8:00		18:00 21:00	9:00		14:00 17:00 19:00	9:00		17:00 19:00
クレジットカードのキャッシングサービス	無 料		105円	無 料		105円	105円		
クレジットの返済	無 料			無 料			無 料		

○当金庫表示の時間帯は最長の店舗のものであり、ご利用の店舗によってお取扱い時間が異なりますのでご注意ください。

主な手数料一覧

(税込) (平成24年7月1日 現在)

■為替手数料

(単位:1件あたり)

種 類		3万円未満	3万円以上	
窓口利用 (電信・文書)	当金庫同一店内宛	無 料	210円	
	当金庫本支店宛	会 員	105円	315円
		会 員 外	210円	420円
	県内信用金庫宛	210円	420円	
	他金融機関宛	会 員	525円	735円
会 員 外		630円	840円	
ATM利用(※)	当金庫同一店内宛	無 料		
	当金庫本支店・ 県内信用金庫宛	カ ー ド	105円	210円
		現 金	105円	315円
	他金融機関宛	カ ー ド	315円	525円
現 金		420円	630円	
インターネット バンキング(個人)	当金庫同一店内・本支店宛	無 料		
	県内信用金庫宛	105円	210円	
	他金融機関宛	210円		

※カードによるお振込の場合は、時間帯・カードの種類により別途手数料がかかります。

■当座関連手数料

(単位:1冊・1回・1枚あたり)

種 類	署名鑑印刷あり	署名鑑印刷なし
小切手帳(1冊50枚綴り)	735円	630円
約束手形帳(1冊50枚綴り)	945円	840円
為替手形帳(1冊50枚綴り)	945円	840円
署名鑑初期・変更登録料	5,250円	
自己宛小切手(1枚あたり)	525円	

■通帳、カード等発行・再発行手数料

(単位:1冊・枚あたり)

種 類		新規発行	再発行
通帳・証書・契約の証		無 料	1,050円
ICキャッシュカード	個 人	無 料	1,050円
	法 人	1,050円	1,050円
キャッシュカード	個 人	無 料	1,050円
	法 人	無 料	1,050円
生体認証キャッシュカード		無 料	1,050円
各種ローンカード		無 料	1,050円
出資証券		無 料	525円

■証明書発行手数料

(単位:1通あたり)

種 類		金 額	
残高証明書	当金庫所定用紙	自動発行 420円	都度発行 630円
	お客様指定の用紙	630円(※)	
	監査法人からの依頼	2,100円	
その他証明書		630円	
融資証明書		3,150円	
株式払込保管証明書		払込総額3/1,000+消費税等	

※英文による残高証明書が含まれます。

■貸金庫・夜間金庫利用料

(単位:1契約・枚・個あたり)

種 類		金 額	
貸金庫	有人型(6ヵ月)	2,625円	
	無人型(6ヵ月)	5,250円	
	カード再発行手数料	1,050円	
	鍵再発行手数料	実 費	
夜間金庫	基本料金(6ヵ月)	12,600円	
	毀損(再発行)	入金鞆紛失	1,050円
		入金鞆正鍵紛失	
		外扉鍵紛失	

■融資関係手数料

(単位:1契約・件あたり)

種 類・内 容		金 額	
不動産担保の新規設定		21,000円(※1)	
事業性・消費性資金	全部繰上返済	5,250円(※2)	
	条件変更	5,250円(※2)	
住宅ローン	新規実行	15,750円	
	全部繰上返済	全国保証付保	31,500円
		上記以外	5,250円(※2)
	条件変更	5,250円	

※1 消費性資金の設定及び追加設定、解除、変更等は除きます。
 ※2 残高5百万円以上かつ実行後半年経過、1件毎の手数料です。

■個人情報開示請求手数料

(単位:1通あたり)

基本項目	630円
その他の項目	1,050円

※基本項目には、氏名・住所・生年月日・電話番号の一括照会、口座明細・預金残高・借入残高、ご指定口座の取引履歴が含まれます。

■両替手数料

(単位:1回あたり)

種 類	受取・持込合計枚数	金 額
窓口利用	1~100枚	無 料
	101~300枚	105円
	301~500枚	210円
	501枚~1,000枚	315円
	1,001枚以上	1,000枚毎に315円加算
両替機	1~100枚	無 料
	101~500枚	100円
	501~1,000枚	200円
	1,001枚以上	1,000枚毎に300円加算
金種指定 払戻 紙幣・硬貨(※)	1~100枚	無 料
	101~300枚	105円
	301~500枚	210円
	501枚~1,000枚	315円
	1,001枚以上	1,000枚毎に315円加算

※毎月の給与及び賞与払戻は無料です。

営業店地図 最寄の店舗をご利用ください (敬称:略)

店舗内キャッシュコーナー

平日は8:00~20:00まで
土曜日・日曜日・祝日は9:00~19:00までご利用できます。
★…21:00までご利用できるキャッシュコーナーがある店舗
●…AED設置 □…夜間金庫設置
●…両替機設置 ○…貸金庫設置

本店営業店 (001) ・ 川原柳支店 (003)

☎0268-22-6262



ローンのことなら何でもお気軽にご相談ください
AM10:00~PM7:00 ☎0120-019-416



駅前支店 (002) ☎0268-22-2485



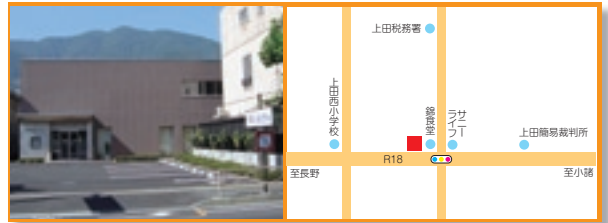
大屋支店 (004) ☎0268-35-0361



丸子支店 (005) ☎0268-42-2841



常磐城支店 (006) ☎0268-24-3434



常田支店 (007) ☎0268-25-1810



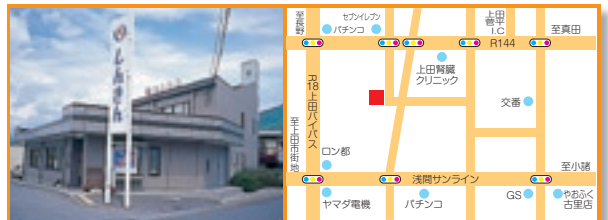
塩田支店 (008) ☎0268-38-7365



東部町支店 (009) ☎0268-64-3545



神科支店 (010) ☎0268-25-3737



城南支店 (011) ☎0268-23-6550



真田支店 (012) ☎0268-72-4111



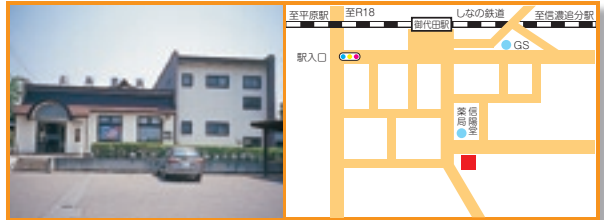
野沢支店 (053) ☎0267-62-1127



川西支店 (013) ☎0268-26-7755



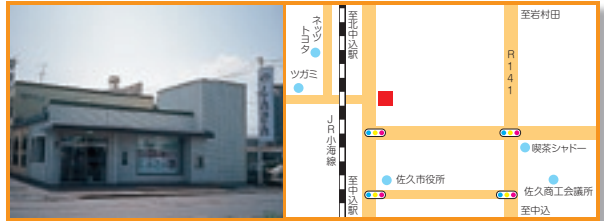
御代田支店 (054) ☎0267-32-3455



よだくぼ支店 (014) ☎0268-85-0300



中込原支店 (055) ☎0267-63-1080



原町支店 (015) ☎0268-28-7511



軽井沢支店 (056) ☎0267-46-0331



小諸支店 (051) ☎0267-22-2233



臼田支店 (057) ☎0267-82-7070



岩村田支店 (052) ☎0267-67-3345



和田森支店 (058) ☎0267-25-0678



店舗のご案内

金融機関コード (1392)

(平成24年7月1日 現在)

店舗名(店舗コード)	住所	電話番号	キャッシュコーナー	AED設置	両替機	夜間金庫	貸金庫
本店営業店(001)・川原柳支店(003)	上田市材木町1丁目17番12号	(0268) 22-6262	8:00~21:00	○	○	○	○
しんきんローンセンター	上田市材木町1丁目17番12号 本店営業店内	(0268) 29-6160	—	—	—	—	—
駅前支店(002)	上田市天神1丁目6番13号	(0268) 22-2485	8:00~20:00		○	○	
大屋支店(004)	上田市大屋468番地1	(0268) 35-0361	8:00~20:00			○	○
丸子支店(005)	上田市上丸子1015番地1	(0268) 42-2841	8:00~20:00	○		○	
常磐城支店(006)	上田市中央西2丁目4番2号	(0268) 24-3434	8:00~20:00			○	○
常田支店(007)	上田市常田2丁目15番17号	(0268) 25-1810	8:00~21:00			○	
塩田支店(008)	上田市本郷766番地5	(0268) 38-7365	8:00~20:00			○	
東部町支店(009)	東御市常田580番地6	(0268) 64-3545	8:00~21:00	○		○	
神科支店(010)	上田市住吉287番地4	(0268) 25-3737	8:00~20:00		○	○	
城南支店(011)	上田市中之条389番地7	(0268) 23-6550	8:00~20:00			○	
真田支店(012)	上田市真田町長7166番地8	(0268) 72-4111	8:00~20:00			○	
川西支店(013)	上田市小泉716番地5	(0268) 26-7755	8:00~20:00			○	
よだくぼ支店(014)	上田市武石沖202番地3	(0268) 85-0300	8:00~20:00			○	
原町支店(015)	上田市中央3丁目2番17号	(0268) 28-7511	8:00~20:00		○	○	○
小諸支店(051)	小諸市大手2丁目1番12号	(0267) 22-2233	8:00~20:00	○	○	○	
岩村田支店(052)	佐久市岩村田810番地5	(0267) 67-3345	8:00~21:00	○	○	○	
野沢支店(053)	佐久市原563番地12	(0267) 62-1127	8:00~20:00				
御代田支店(054)	北佐久郡御代田町大字御代田2427番地4	(0267) 32-3455	8:00~20:00		○	○	
中込原支店(055)	佐久市中込3089番地8	(0267) 63-1080	8:00~20:00				
軽井沢支店(056)	北佐久郡軽井沢町大字長倉2984番地1	(0267) 46-0331	8:00~20:00			○	
白田支店(057)	佐久市白田112番地1	(0267) 82-7070	8:00~20:00			○	
和田森支店(058)	小諸市大字和田966番地133	(0267) 25-0678	8:00~20:00			○	

◎キャッシュコーナーについて土曜日・日曜日・祝日は、9:00~19:00までご利用いただけます。

(平成24年7月1日 現在)

地区	店外キャッシュコーナー	平日ご利用時間	土・日・祝日稼働の有無	地区	店外キャッシュコーナー	平日ご利用時間	土・日・祝日稼働の有無
上田市	川原柳出張所	9:00~20:00	○	佐久市	西友小諸小原店	9:00~20:00	○
	上田市役所	9:00~18:00	ご利用いただけません		西友岩村田相生店	9:00~20:00	○
	ザ・ビッグしおだ野	9:00~21:00	○		佐久市工業団地	8:45~18:00	ご利用いただけません
	西友三好町店	9:00~20:00	○		御代田町	イオンモール佐久平店	9:00~21:00
小諸市	やおふく古里店	8:45~20:00	○	軽井沢町	小田井(ピコ内)	8:45~20:00	○
				軽井沢町役場		8:45~18:00	ご利用いただけません

◎土曜日・日曜日・祝日は、9:00~19:00までご利用いただけます。

個人向け 簡単アクセスで便利にお取引

インターネットバンキング

■月々の基本料が無料!
■お振込み手数料がお得!

基本料 無料!!

振込み手数料		
振込先	金額区分	振込手数料
当金庫 本支店内	一律	無料
長野県内 信用金庫	3万円未満	105円
	3万円以上	210円
他行	一律	210円

他行への振込み手数料がお得 一律 **210円**

●インターネットバンキングなら10万円を超えるお振込みもご利用いただけます。

一回のお申し込みでパソコンも携帯電話もご利用OKです!

カードローン

ご契約のお客様にうれしいお知らせ

カードローンご契約のお客様は手続不要で当金庫ATMコーナーでの

お引出手数料 **いつでも 無料**

土・日・祝日も!

